

消費者被害を集団的に救済するための新しい制度ができました

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が平成28年10月1日に施行され、個々の消費者が受けた被害を集団的に救済するための新しい制度ができました。

●新しい制度について

騙されて商品を購入してしまったとして代金の返還を求めるなど、消費者被害を受けた消費者が事業者に対してその被害の回復を求めることがあります。このような場合、通常、消費者は、事業者を被告として自ら訴訟提起等をする必要があります。

しかし、このような消費者被害は少額な請求の場合が多かったり、その手続に費用や労力を要したりすることから、個々の消費者が自ら訴えを提起するなどして被害救済を求めることが困難な場合も少なくありません。

新しい制度は、このような状況を踏まえ、消費者が簡易・迅速に代金の返還等を求めることができるようにして消費者の被害救済の実効性を確保するために作られたものです。



消費者が簡易・迅速に被害救済を求めるための制度です！

●対象となる事案

新しい制度を用いることができるのは、消費者が事業者から商品を購入したがその代金の返還を求める場合のように、消費者と事業者との間で締結された消費者契約に関し、消費者が事業者に対して金銭の支払を求める場合です。



【トラブル例】強引な訪問販売に断り切れず、高額な教材を買わされてしまった！



【トラブル例】騙されて、高額な布団を買わされてしまった！

もともと、金銭の支払を求める場合であっても、製品事故や食中毒によって生命・身体に損害を受けたとして損害賠償を請求する場合や、個人情報流出したことにより精神的な苦痛を受けたとして慰謝料請求をする場合等、この手続の対象とならないこともあります。また、この法律の施行前（平成28年10月1日より前）に締結された消費者契約に関する請求についても対象なりません。

● 手続の概要

新しい制度は、2段階の手続になっています。

1段階目の手続

まず、1段階目の手続では、個々の消費者ではなく、この手続を進めることができるものとして内閣総理大臣に認定された団体（特定適格消費者団体。以下、単に「団体」といいます。）が、事業者に対し、当該事業者が多くの消費者に共通して代金返還等の義務を負うことの確認を求める訴訟（共通義務確認訴訟）を提起します。

そこで事業者の義務が認められた場合、2段階目の手続に進むこととなります。



【1段階目の手続】
団体が訴訟を提起します。

2段階目の手続

2段階目の手続では、簡易確定手続という簡易・迅速な手続によって、個々の消費者の請求が認められるかどうか判断されます。

団体は、2段階目の手続が開始されると、この制度の手続等の内容について広く周知する必要があります。これにより、個々の消費者は、それぞれ団体に対して自らの請求について手続を進める権限を与え（授權）、団体はその消費者の請求についての手続を進めることができるようになります。そして、授權をされた団体は、その消費者の請求内容を裁判所に届け出ます（債権届出）。

債権届出を受けて、事業者は、その請求内容を認めるか否か（認否）を検討し、事業者がその請求内容を認めると、消費者の請求が認められますが、団体と事業者との間で争いがある場合には、裁判所は、「簡易確定決定」という決定をして、消費者の請求が認められるかどうかを速やかに判断します。もっとも、当事者が決定に対して異議を申し立てると、通常の訴訟手続（異議後の訴訟）に進みます。



【2段階目の手続】
消費者が団体に授權し、
団体が手続を進めます。

